

大学が事件当事者となっている知財訴訟

○生田 容景（山口大学 知的財産センター）

1. はじめに

大学が知財活動に取り組む目的は社会貢献と知財教育(2002年の知的財産立国政策以降)。大学は教育・研究機関であり、原則、知的財産を業として実施(製造販売等)する機関ではない(私立大学等を除く)。

大学(特に国・公立大学法人)にとって知財訴訟は、積極的に活用する手段ではなく、回避したいリスクではないだろうか(活用“手段” < 回避“リスク”)。

知的財産に関する訴訟は、毎年250件程度ある(例えばR3新受件数は、審決取消訴訟165件、民事事件103件)¹⁾。それらの中には大学が事件当事者となっている知財訴訟はどのようなものが、どのくらいあるのか。特に、国・公立大学法人が原告となっている知財訴訟はあるのか。本発表ではこれらについての調査・分析した結果を報告する。

2. 調査概要

裁判例検索(https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)を用いて調査を行った。

検索対象：知的財産裁判例集

検索キーワード：大学

検索日2022年10月5日時点で978件ヒットがあった。

この中から、原告(控訴人)又は被告(被控訴人)に「大学」(国立大学法人、公立大学法人、国立大学法人化前の「国」,等)又は「学校法人」が含まれているもの42件を抽出した。

そして、42件の中には同一案件の控訴審の原審が6件含まれており、重複の観点からそれらを除いた36件を分析対象とすることとした。

3. 結果

事件の受理年が最も古いのは平成12年、最も新しいのは令和2年であった。年別受件件数は平均2件程度であった。

事件種別では、審決取消訴訟が最も多く17件、次いで差止請求7件、損害賠償請求5件、確認請求4件、その他3件であった(図1)。

審決取消請求を除く差止請求等の民事事件だけを取り上げると、学校法人が事件当事者となっているのは8件、国・公立大学法人が事件当事者となっているのは11件であった。

そして、国・公立大学法人が事件当事者となっている事件のうち、被告案件は9件、原告案件は2件あった。

国・公立大学法人の原告案件の一つは不正競争行為差止請求事件(大学名称に関して)、もう一つは先願たる地位の不存在確認等請求事件(共同研究成果の発明者認定等について)であった。

4. さいごに

国・公立大学法人の原告案件2件は、どちらも事件概要からは積極的な活用“手段”というよりは、やむを得なく提起したものと考えられる。回避したい“リスク”の観点からは、被告案件を含め引き続き精査・検討する。

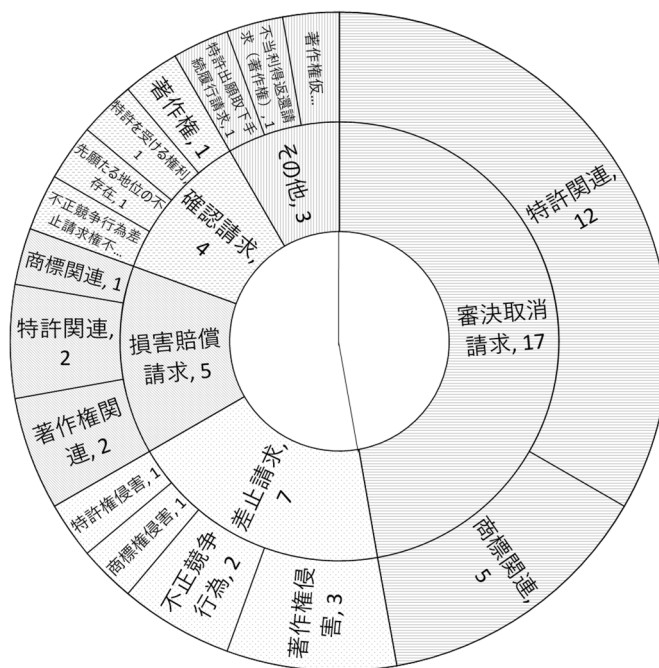


図1 事件種別件数

1) 知的財産高等裁判所 HP (<https://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html>, 2022年10月26日アクセス)

==== ==== ==== ==== メモ欄 ==== ==== ==== ==== ====